

令和元年度指定居宅介護支援事業所集団指導

令和元年 10月 8日 (火)
午後 2時 00分～

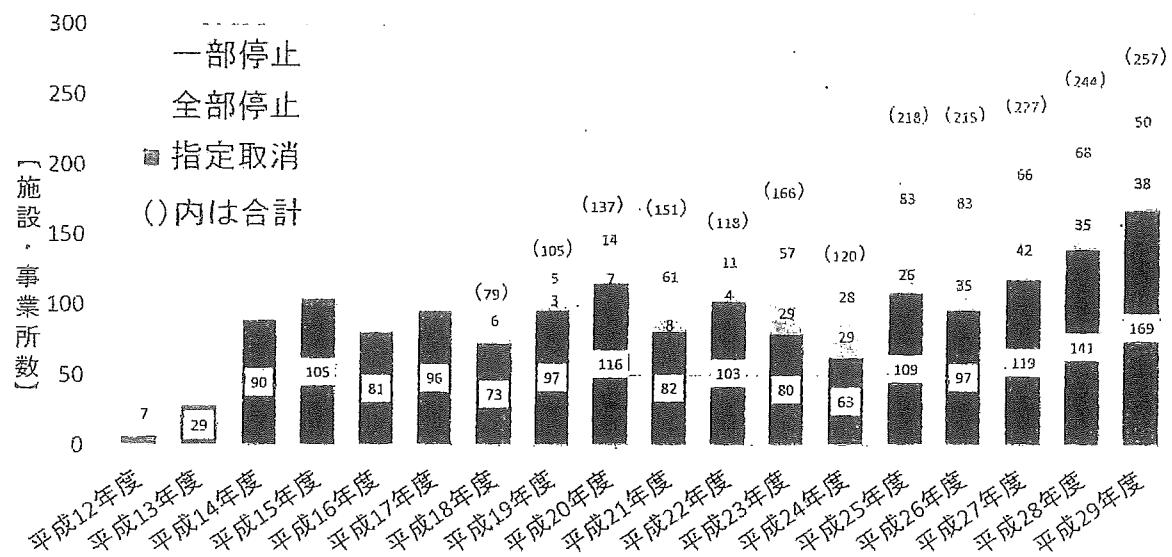
参考資料 2

介護サービス事業所に対する指導・監査結果の状況

[※平成31度全国介護保険・高齢者保健福祉課長会議資料より]

1. 指定取消・効力の停止処分のあった介護保険施設・事業所等内訳【年度別】(平成12年度～29年度)

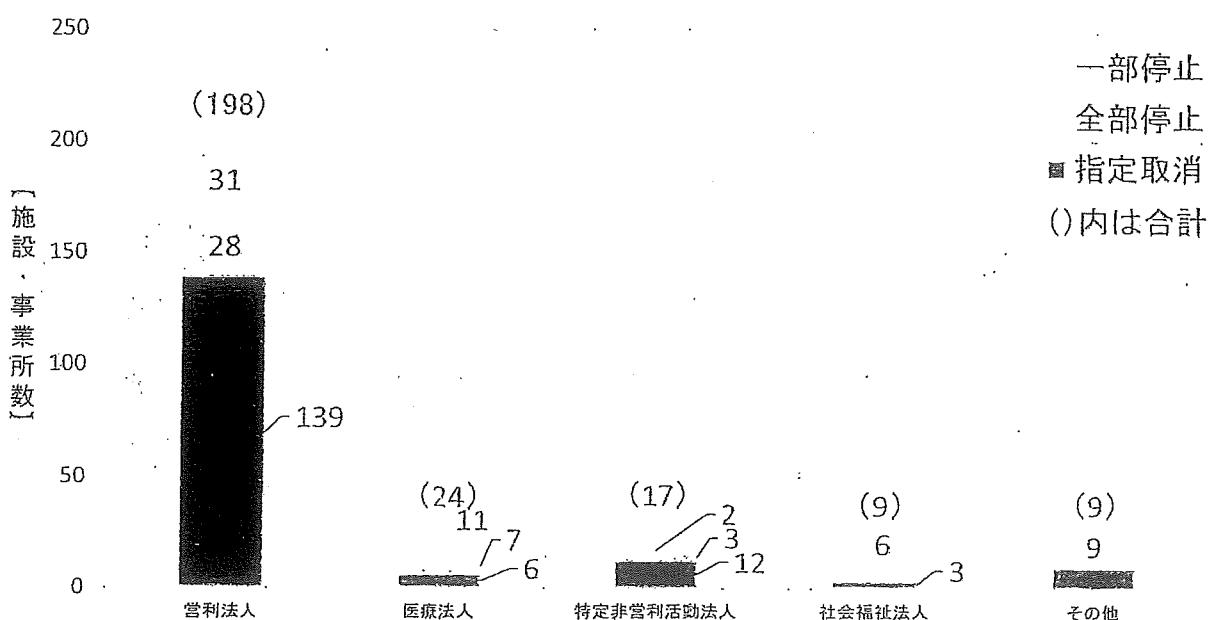
指定取消・効力の停止処分のあった施設・事業所数(合計): 2,445事業所



注: 1) 件数には、聴聞通知後廃止(聴聞通知後に廃止届が提出された事業所)を含む。
2) 平成27年度以降には、介護予防・日常生活支援総合事業における指定の事業所を含む。
3) 効力の停止処分は、平成18年度から施行された。

2. 指定取消・効力の停止処分のあった介護保険施設・事業所等内訳【法人種類別】(平成29年度)

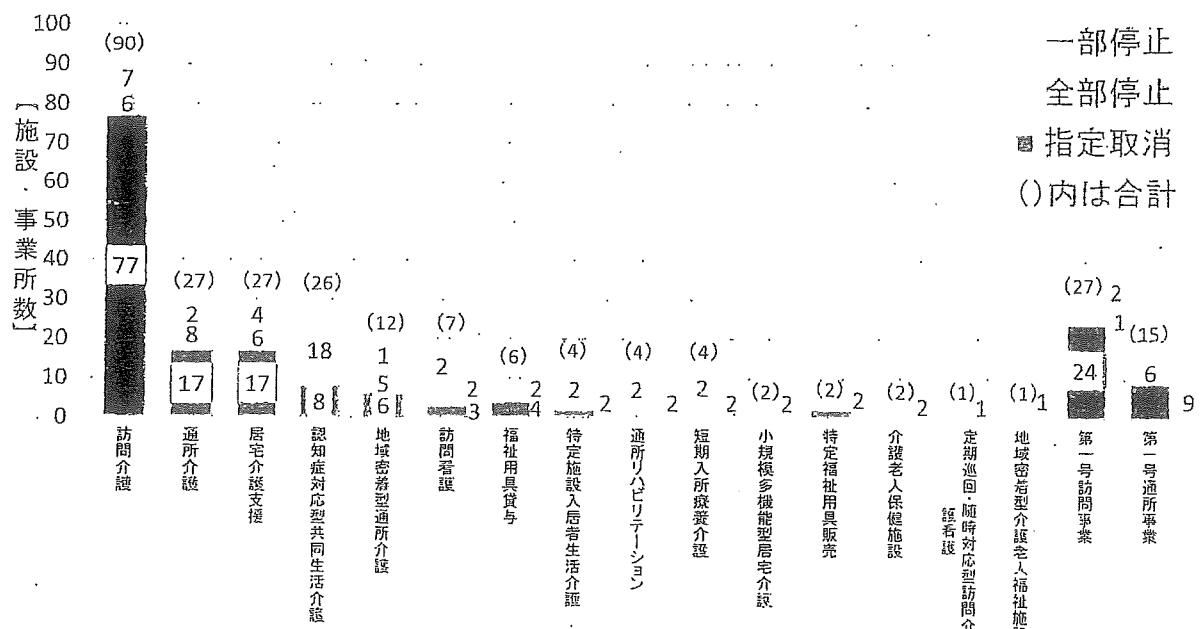
指定取消・効力の停止処分のあった施設・事業所数(合計): 257事業所



注: 件数には、聴聞通知後廃止(聴聞通知後に廃止届が提出された事業所)を含む。

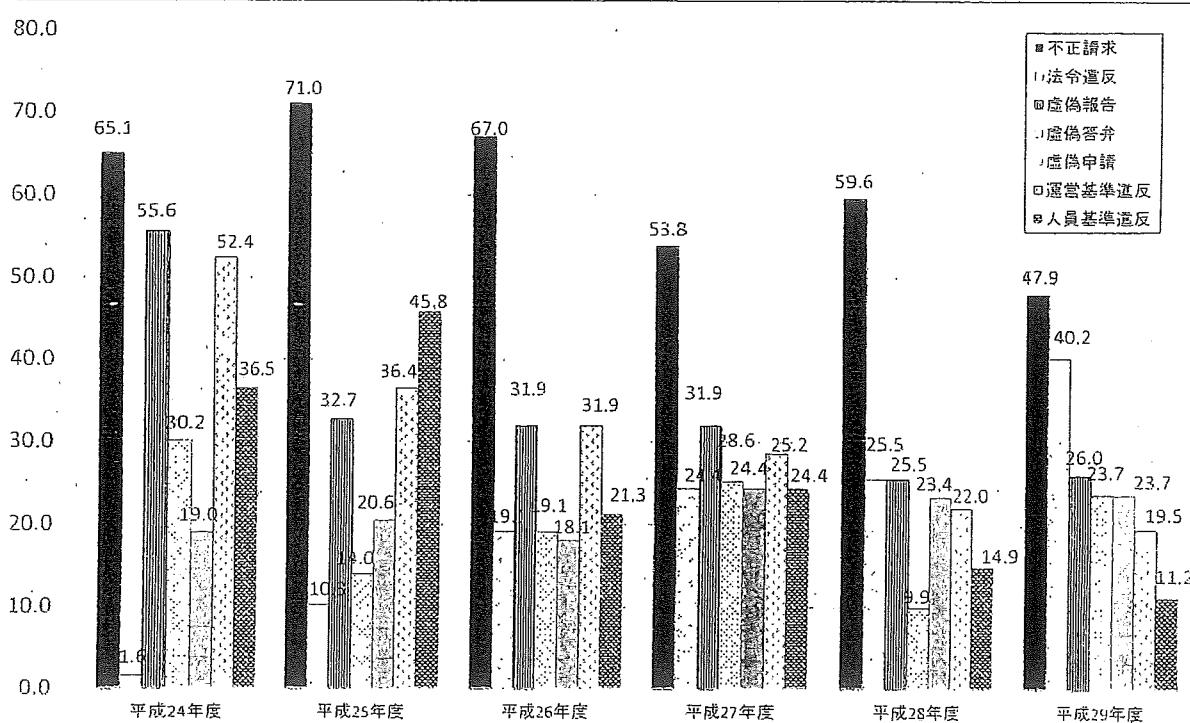
3. 指定取消・効力の停止処分のあった介護保険施設・事業所等内訳【サービス別】(平成29年度)

指定取消・効力の停止処分のあった施設・事業所数(合計): 257事業所



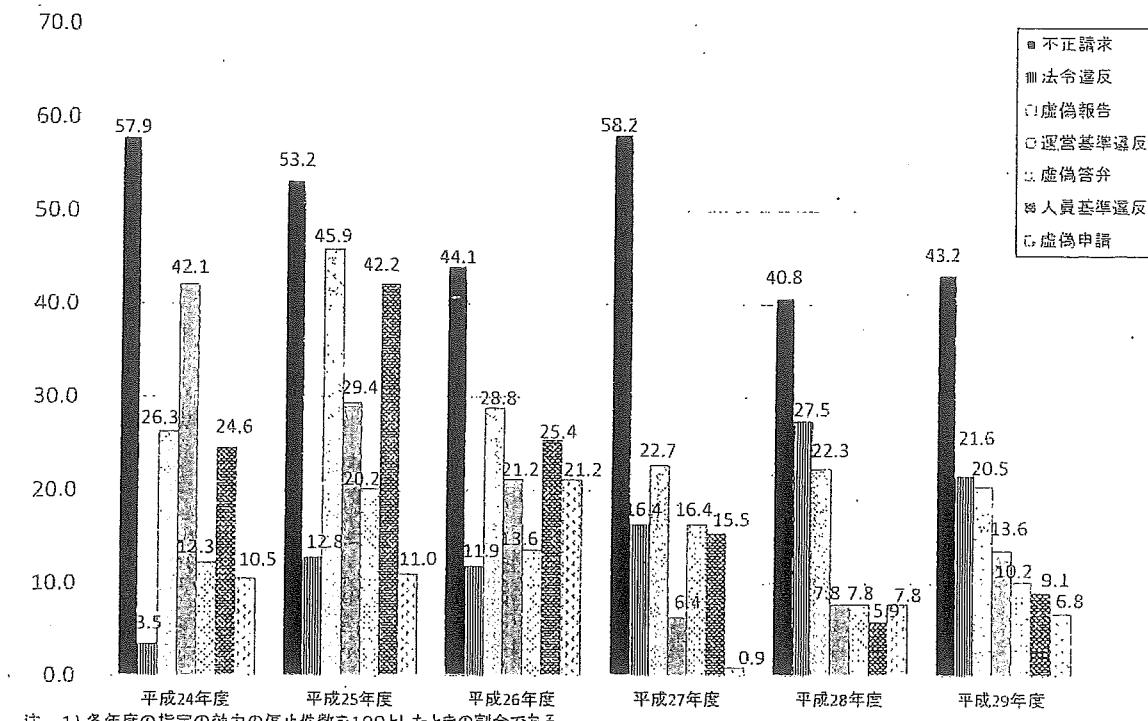
注: 1) 各サービス毎の件数には、介護予防サービス分を含む。
2) 件数には、聴聞通知後廃止(聴聞通知後に廃止届が提出された事業所)を含む。

4. 主な指定取消事由の年次推移 (平成24年度~29年度)



注: 1) 各年度の指定取消件数を100としたときの割合である。
2) 件数には、聴聞通知後廃止(聴聞通知後に廃止届が提出された事業所)を含む。
3) 平成27年度以降の件数には、介護予防・日常生活支援総合事業における指定の事業所を含む。

5. 主な指定の効力の停止事由の年次推移 (図5) (平成24年度～29年度)



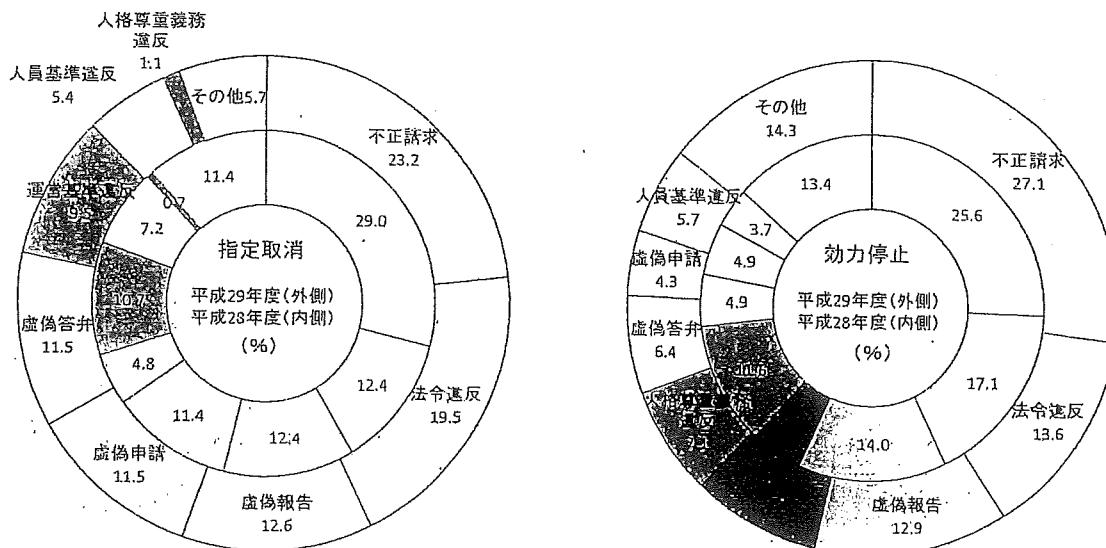
注 1) 各年度の指定の効力の停止件数を100としたときの割合である。

2) 指定の効力の停止件数は、一部と全部を合算した値である。

3) 件数には、聴聞通知後廃止(聴聞通知後に廃止届が提出された事業所)を含む。

4) 平成27年度以降の件数には、介護予防・日常生活支援総合事業における指定の事業所を含む。

6. 指定の取消事由・指定の効力の停止事由 (図6) (平成28・29年度)



注 1) 指定取消・効力の停止における各年度の処分事由の合計を100としたときの割合である。

2) 指定の効力の停止件数は、一部と全部を合算した値である。

7. 指定取消事由の状況（平成29年度）

27

人材について は些労能を含めて 定める点が強 調とすることが できなかった。	指定期間内に 就業に附する 基盤に就つて、 基盤に就いて 下さなかった。	要介護者の 人材を配置する 基盤に就して、 基盤に就いて 下さなかった。	介護職員の 配置に就いて 不正があつた	就活難易度の 提出に就つて、 又は提出を 拒否した	質問に対し、 たる金券をし、 又は除外を 拒否した	不正の手順により 机密を守げた	介護保険費 その他の医療費 等しくする形態に 照らす方法に 照らす方法に 合意した
指定期間内に 就業に附する 基盤に就つて、 基盤に就いて 下さなかった。	(40)	5	10	1	33	18	15
指定期間内に 就業に附する 基盤に就つて、 基盤に就いて 下さなかった。	(2)	-	-	1	1	1	2
指定期間内に 就業に附する 基盤に就つて、 基盤に就いて 下さなかった。	(5)	2	2	-	4	2	1
指定期間内に 就業に附する 基盤に就つて、 基盤に就いて 下さなかった。	(1)	1	1	1	-	-	-
指定期間内に 就業に附する 基盤に就つて、 基盤に就いて 下さなかった。	(2)	1	1	-	1	-	-
指定期間内に 就業に附する 基盤に就つて、 基盤に就いて 下さなかった。	(1)	-	-	-	-	-	-
指定期間内に 就業に附する 基盤に就つて、 基盤に就いて 下さなかった。	(17)	2	9	2	15	5	3
指定期間内に 就業に附する 基盤に就つて、 基盤に就いて 下さなかった。	(37)	3	6	-	9	9	6
指定期間内に 就業に附する 基盤に就つて、 基盤に就いて 下さなかった。	(1)	-	-	-	1	1	1
指定期間内に 就業に附する 基盤に就つて、 基盤に就いて 下さなかった。	(12)	2	2	-	7	4	4
指定期間内に 就業に附する 基盤に就つて、 基盤に就いて 下さなかった。	(1)	1	1	-	-	-	-
指定期間内に 就業に附する 基盤に就つて、 基盤に就いて 下さなかった。	(2)	1	1	-	1	1	1
指定期間内に 就業に附する 基盤に就つて、 基盤に就いて 下さなかった。	(1)	-	-	-	-	-	-
指定期間内に 就業に附する 基盤に就つて、 基盤に就いて 下さなかった。	(4)	-	-	3	1	1	2
指定期間内に 就業に附する 基盤に就つて、 基盤に就いて 下さなかった。	(6)	1	-	-	5	2	2
指定期間内に 就業に附する 基盤に就つて、 基盤に就いて 下さなかった。	(4)	-	-	2	1	1	2
指定期間内に 就業に附する 基盤に就つて、 基盤に就いて 下さなかった。	(24)	-	-	-	2	5	5
指定期間内に 就業に附する 基盤に就つて、 基盤に就いて 下さなかった。	(9)	-	-	-	1	1	5
指定期間内に 就業に附する 基盤に就つて、 基盤に就いて 下さなかった。	(169)	19	33	4	81	44	40
合計						40	68

注-1) ()内は平成29年度に指定取消処分を要した事業所件数である。

(2) 件数には、聴聞通知後廃止(聴聞通知後に廃止届が提出された事業所)を含む。

(3) 指定取消件数ごとに計上されるため、指定取消件数ごとに合計は一致しない。

8. 指定の効力の停止事由の状況(平成29年度)

(8)

注・1) (1) 内は平成29年度に指定した効力の停止処分を受けた事業所件数である。
 (2) 件数には、聴聞済後廃止(聴聞通知後に廃止届が提出された事業所)を含む。
 (3) 総数の効力の停止理由が該当する事業所については、各停止事由ごとに計上されたため、停止件数と各停止事由の合計は一致しない。